

# グリーンタイムズ



平成18年夏号

発行: 東地方農林水産事務所  
普及指導室

TEL: 017-734-9966  
FAX: 017-734-8305

## 農業改良資金で経営改善を進めよう！ —あなたのチャレンジを応援します—

### 1 農業改良資金とは

農業改良資金制度は、農業経営の改善に必要な施設、機械、資材などを購入するための資金を無利子で借り受けることができる制度です。「最新の栽培技術や新規作物を導入したい」、「農産物の加工や直売を始めたい」といった、モデル的な事業に取り組む場合に利用することができます。



### 2 資金の使い道

農業改良資金は機械の取得や施設の建設など、**農地の取得以外はほとんど利用できません**。主な貸付事例は下記のとおりですが、詳しくは普及指導室へお問い合わせください。  
全国各地の貸付事例

番号	貸付内容	貸付額	備考
1	水稲直播栽培の導入(・) レーザーレベラー及び乾田直播機	5,515 千円	直播栽培も新部門として取扱う
2	トマト養液土耕システムの導入(・) パイプハウス及び養液土耕システム	4,716 千円	新部門を導入する場合はパイプハウスのみでも可
3	おうとう無加温ハウスの導入(・)	11,159 千円	雨除けハウスでも可、苗木に対する助成も可
4	乳製品加工機器の導入(・) アイスクリームフリーザー及び電気設備等	3,244 千円	加工施設と加工機器のセットでも可
5	農産物直売施設の設置( )	3,203 千円	一定の要件を満たす任意団体でも貸付可

注1 =新技術の導入、 =新部門の導入、 =加工部門の導入、 =新たな販売方式の導入  
注2 ポジティブリスト制の導入に伴うドリフト低減技術やエコファーマーが取り組む持続性の高い農業生産方式も新技術の導入に該当します。

### 3 利用限度額

利用限度額は、**農業者が1,800万円、法人等が5,000万円**となっています。  
なお、認定農業者の場合は融資率が100%ですが、認定農業者以外は80%となります。

### 4 償還期間

償還期間は**10年以内(据置期間は3年以内)**です。  
なお、特定地域の方及びエコファーマーについては12年以内(据置期間5年以内)となっていますが、東青地域の場合青森市の一部を除いては特定地域に指定されています。

### 5 農業改良資金の優位性

たとえば、1,000万円のコンバインを5年償還(据置なし)で借りる場合、農業改良資金と利率3%の資金では下記のようになり、総支払額では農業改良資金が約92万少なくなり、このお金を農薬代や肥料代に回すことができます。

年次	農業改良資金	一般の資金(うち利息分)
1年目	2,000千円	2,186千円(300千円)
2年目	2,000千円	2,183千円(244千円)
3年目	2,000千円	2,183千円(185千円)
4年目	2,000千円	2,183千円(125千円)
5年目	2,000千円	2,183千円(64千円)
合計	10,000千円	10,918千円(918千円)



### 6 貸付の対象者

認定農業者や認定就農者であれば利用できます。前記以外の農業者の場合は 農業所得が総所得の過半、又は農業粗収益が200万円以上、主として農業経営に従事、60歳以上の場合は後継者が必要、簿記記帳を実施の条件を全て満たす必要があります。  
また、家族経営協定を締結している女性や後継者、持続性の高い農業生産方式を導入するエコファーマー等も利用できます。

### 6 その他

#### (1) 連帯保証人は不要

以前、農業改良資金を借り受ける場合には連帯保証人が必要でしたが、平成14年度の制度改正により農協等から転貸方式で借り受ける場合は、農業信用基金協会による債務保証の対象となり、担保や連帯保証人がなくても借りられることとなりました。

#### (2) 女性起業向け優先枠

認定農業者その他の担い手農家であって、自分で作った農畜産物を利用して、自分の経営を開始したいなど農業の担い手として頑張ろうと思っている女性が貸付対象者となります。  
一家の農業経営主でない農家の女性でも、家族経営協定を結べば、経営主と別に農業改良資金の貸付を受けることができます。

#### (3) 集落営農組織も貸付対象

平成18年度の制度改正では品目横断的経営安定対策の要件を満たす集落営農組織も貸付対象となりました。集落営農組織に対する貸付限度額は法人と同様で5,000万円ですが、融資率は80%となっています。



県産品PR用  
イメージキャラクター  
「決め手くん」

# ！農薬の飛散(ドリフト)を防止しよう！

平成18年5月29日から「ポジティブリスト制度」が導入され、農林水産物などの食品への農薬等の残留規制が厳しくなりました。

## ポジティブリスト制度とは？

残留基準値を超えて農薬等が残留している食品の販売等を禁止する制度

農薬の飛散距離は散布粒子の大きさで変わり、水稻でよく使われる粉剤は空中で1時間近く漂って5km以上飛散します。また、動力噴霧でも場合によっては100m近く飛散します。

散布粒子の大きさ(μm)	3mの高さから地上に落下するまで	
	落下時間	飛散距離(風速1.3m/秒)
5	67分30秒	5,500m(5.5km)
33		
100	1分33秒	125m
200	11秒	15m
1,000	4秒	5.8m
	1秒	1.5m

(注)風速1.3mは、煙がなびくので風向きがわかるような微風

もし、「農薬の飛散(ドリフト)」を受けた農産物から基準を超えた農薬が検出された場合、その農産物は販売禁止となります。

このため、農薬の散布時には、これまで以上に「農薬の飛散(ドリフト)」に注意が必要です。

## 注意

ほ場の距離が近いとき  
隣の農作物の収穫が近づいてきたとき  
飛散しやすい散布法を使用しているとき

## 1 散布しようとする作物以外に農薬がかからないように注意を

- (1) 風のないときを選んで散布しましょう。
- (2) 散布の方向や散布時の位置に気をつけましょう。  
できるだけ作物の近くから、また、ほ場の内側に向かって散布するようにしましょう。
- (3) 散布機の圧力と風量、散布量は適切にしましょう。  
圧力を高くするほど、散布液の粒径が小さくなります。また、散布量が多くなるほど飛散する割合も増えます。
- (4) 飛散の少ないノズルに切り替えることも効果的です。
- (5) シートやネットの設置も効果的です。  
1~2mm目のネットをほ場の間に設置したり、散布時に作物をシートなどで一時的に覆う対策もあります。また、ほ場の周囲へソルゴーなどを植栽することも効果があります。

## 2 飛散しにくい剤型や周辺作物にも登録のある農薬を選ぶ

散布粒子が小さいほど飛散が起こりやすいため、飛散しやすい粉剤から飛散しにくい粒剤へ変えるなど、農薬の剤型を変えることもドリフト防止に効果的です。

また、それぞれの作物に登録のある農薬を使用することで、飛散しても基準超過の可能性が低くなります。ただし、収穫前日数には注意が必要です。

## 3 使用する散布器具をきれいに

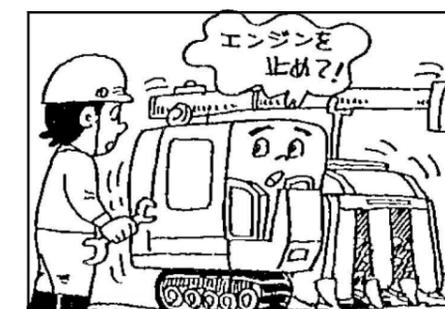
前回使用した農薬が器具に残っていると、収穫物に農薬が残留するなどの事態が起こります。散布器具を使用した後は、タンクやホースなどに農薬が残らないよう洗浄しましょう。

## 4 農薬の使用記録をつけましょう

農薬の使用後は、必ずほ場ごとに使用作物名、使用農薬名、使用量、散布濃度、散布量などの記録をつけましょう。

## 農作業事故防止

最近、農作業事故、それもお年寄りの事故が立て続けに2件発生しています。機械操作は慎重に、安全に行いましょう。また、農業機械の作業点検を、欠かさず実施しましょう。共済に加入して事故に備えましょう。



## 子供がのびのびと安心して住めるため、地域みんなで犯罪から守りましょう！

登下校の子どもや近くで遊んでいる子どもを地域ぐるみで見守りましょう  
不審な人物や車両などを見かけたら、すぐ最寄りの警察に連絡しましょう  
地域ボランティアによるパトロール活動に積極的に協力しましょう

